

柏崎刈羽原子力発電所における管理区域からの搬出物品の取扱いに関する改善状況の報告について(概要)

<原子力安全・保安院 指示事項>

<これまでの状況>

<改善方針・内容>

1. 品質保証体制上の問題への対応状況

(1) 基本方針を示した文書の明確化

これまでは、基本方針を「廃棄物は管理区域から搬出しない」としていた一方で、協力企業に対して物品の再使用や再生利用による放射性廃棄物の減量を強く要請したため、搬出物品の解釈が広くなりかつ曖昧になっていた。

品質マネジメント文書「放射線管理マニュアル(共通事項)」において品質目標を織り込んだ基本方針を明確化する。(報告書P.2~3)  
基本方針とそれを達成するための基本要項事項及び具体的な手順、業務フローを品質マネジメント文書「放射線管理マニュアル(別冊-3)」に規定する。(報告書P.3)  
協力企業に周知すべき事項については、放射線管理仕様書に明記し、説明会を開催するとともに、定期的に行われる会議等で徹底する。(報告書P.3)

(2) 品質マネジメントシステムの構築

管理区域からの物品搬出については、業務プロセスや業務管理プロセスの要項事項が不明確であったため、物品搬出業務に対する評価改善がなされていなかった。

品質マネジメント文書「放射線管理マニュアル(別冊-3)」に物品搬出の業務プロセスの要項事項と、その管理を明記し、業務プロセス及び業務管理プロセスが適切かつ有効に現場で運用されているかその状況を評価し改善していく。(報告書P.4~5)

(3) 工事担当部門が関与する体制の構築

工事所管グループは、申請者より申請された「搬出物品確認申請書・確認書」に記載される物品について、物品名と数量を確認するにとどまっていた。

品質マネジメント文書「放射線管理マニュアル(別冊-3)」に物品搬出に関する工事所管グループの責任を明示し、工事所管グループの関与を強化する体制に改善する。(報告書P.6~7)  
強化事項:  
搬出物品(除く協力企業所有の再使用品)について搬出先を指示する。  
物品名、数量の他、再使用品であるか構内保管品であるかの区分、所有者、搬出先などを書類で確認する。  
再使用品について、再使用することに疑義が生じた場合、立会確認を行う。  
構内保管品についてあらかじめ指定した搬出先に搬出されたことを確認する。  
申請者が構内保管を行う場合には、保管管理にかかる要項事項を申請者に明示し、構内保管実績が、要項事項を満たしていることを定期的に確認する。

(4) 汚染検出時の対応の明確化

搬出確認測定にて汚染が確認された物品の措置については、物品に汚染が認められた事実について記録し、現場においても識別を確実に実施していたものの、汚染物品に対し付番管理を行うなどの追跡調査可能な管理がなされていなかった。

搬出確認測定にて汚染が確認された場合、原因究明や汚染が検出された物が最終的にどのように措置されたかの確認等、一連の管理を見直し、品質マネジメント文書「放射線管理マニュアル(別冊-3)」に記載する。(報告書P.7~8)  
強化事項:  
放射線管理グループは、汚染物品整理番号を付した識別管理を行う。  
工事所管グループは、申請者とともに原因を究明し、再発防止対策を立案する。  
工事所管グループは、申請者が実施した汚染物品に対する措置を確認する。  
放射線管理グループは、必要な措置が完了したことを確認し、その記録を維持する。

(5) 適切な調達管理の仕組みの構築

放射線測定業務、搬出入管理業務については、委託先に対して測定員の力量や資格などについての要項事項および測定手順などを明確に指示しておらず、委託先の作成した手順による研修に委ねていた。

委託・請負の発注に当たっては、品質マネジメント文書「調達管理マニュアル」に基づく仕様書において、委託先の要員に必要な要件等の要項事項を定め、現場において要項事項の実施状況について確認する。(報告書P.8~9)  
強化事項:  
搬出確認測定手順を定め仕様書にて委託先に指示する。  
委託先の要員に必要な要件を定め、仕様書にて委託先に指示する。  
委託先が委託された業務を遂行する上で必要な教育を計画・実施・報告することを仕様書に明記し、実施状況を確認する。  
委託搬出確認測定員及び委託保安監視員の業務遂行状況を業務管理の一環として現場で確認し、その結果を記録する。

2. 有用物の範囲明確化への対応状況

搬出物品について、廃棄するものは搬出しないといった漠然とした決まりと、搬出可能物品の簡単なリストにより運用しており、また、社内及び協力企業への周知も不十分であった。

管理区域から出せる物品は汚染が検出されないものであること、このうち廃棄物になるものについては将来的に取扱いが明確になるまでの期間、構内保管する。  
管理区域から構内保管品として搬出する物品について、確実に構内保管物品置場に持ち込まれるシステムを構築し、品質マネジメント文書「放射線管理マニュアル(別冊-3)」に明記する。  
協力企業に周知すべき事項については、放射線管理仕様書に明記することにより周知し、説明会を開催するとともに、定期的な会議等を通じて徹底する。(報告書P.10)

3. 搬出モニタの運用方法改善への対応状況

物品搬出モニタによる搬出確認測定は、再使用品のみならず、再生利用品等に対しても行っていた。

平成16年4月19日より以下の運用を開始した。(報告書P.11)  
再使用品のうち、物品搬出モニタを使用して測定する物品を、当面の間、6品目に限定した。  
工事所管グループが現場にて6品目であることを確認することとした。  
各企業に対して説明会を行い周知した。